

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

### (1) 平成24年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

#### <平成24年の給与勧告のポイント>

##### ○月例給、ボーナスともに改定なし

- ・ 月例給は、民間給与が職員給与を上回る（24円、0.01%）が、較差が小さく改定なし
- ・ 期末手当・勤勉手当（ボーナス）は民間と概ね均衡し、改定なし（現行3.95月分）

月例給の据え置きは4年ぶり、ボーナスの据え置きは2年連続。

##### ○50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

#### ア 民間給与と本県職員給与との比較

平成24年5月から6月にかけて、企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の県内民間事業所239から抽出した120事業所について、平成24年4月分の給与等を調査（職種別民間給与実態調査）

##### (ア) 月例給

役職、学歴、年齢の条件が同等と認められる民間従業員と職員の本年4月分の給与を比較

民間の給与（A）	職員の給与（B）		較差（A－B）
373,889円	減額措置前	373,865円	24円（0.01%）
	減額措置後	372,592円	1,297円（0.35%）

※ 職員の給与…行政職給料表適用者（職員数3,813人 平均年齢42.5歳 平均勤続年数18.7年）

※ 減額措置前…給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額

減額措置後…給与条例の特例措置（管理職員の給料2%減額）により実際に支払われた額

##### (イ) 特別給（ボーナス）

平成23年8月から平成24年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
3.94月分	3.95月分	△0.01月分

## イ 本年の給与改定の判断

※ 職員の給与を検討するに当たっては、厳しい財政状況によりとられている給与の減額措置が時限的なものであることを考慮し、減額がないとした場合の給与を基に比較

### (ア) 月例給

以下の事情を総合的に勘案し、民間の給与との較差（24円、0.01%）に基づく改定は行わない

- a 従来、公民較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること
- b 人事院が、平成24年4月の較差に基づく月例給の改定を行わないこととしたこと

### (イ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合（3.94月）と概ね均衡しているため、改定を行わない（現行3.95月分）

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期	計
24年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
計	1.9月	2.05月	3.95月

## ウ 給与制度の改正等

### (ア) 昇給・昇格制度の見直し

- ・ 人事院は、50歳台後半層における官民の給与差を考慮して、50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正し、世代間の給与配分の適正化を進めることとしたところ
- ・ 本県の給与制度はこれまで国の制度を基本としてきたところであり、また、50歳台後半層における職員給与水準が国と同様に上昇しており、世代間の給与配分の適正化をより進める必要があることから、人事院勧告に準じて昇給・昇格制度の改正を行うことが適当
- ・ 昇給制度については、55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし、昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減

### (イ) 給与構造改革に伴う経過措置額

- ・ 平成23年、経過措置額の廃止については、基本給としての性格に配慮したものであることを踏まえた上で、人事院勧告による国の措置に準ずることと勧告したところ
- ・ 国は、給与改定・臨時特例法において、経過措置を平成26年3月末に廃止するとともに、経過措置が段階的に解消されることにより生じる原資を用いて、平成24年、平成25年及び平成26年の4月1日に、人事院規則で定める職員の昇給回復を行う措置を実施
- ・ 本県においても、給与構造改革については平成18年度から基本的に国に準じた制度を実施してきたところであり、本県における制度導入の経緯や実情を考慮した上で、国の措置に準じた取組を実施することが適当

### (ウ) 自宅に係る住居手当

平成22年の本委員会の報告において、廃止に向けて所要の見直しを行うことが適当である旨言及しているところであるが、平成24年は民間給与が職員給与を上回っていることから、改定を行わないことが適当。なお、今後、他の都道府県の動向を注視しつつ、廃止の時期を検討することが必要

## エ 公務運営の改善

### (ア) 人材の確保

優秀な人材を確保するため、職員採用 I 種試験において、受験年齢制限の緩和、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたところであるが、今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討

### (イ) 女性職員の登用の拡大

政策に多様な視点や新しい発想を導入するという観点からも、女性職員の登用の拡大は重要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を進めていくことが必要

### (ウ) 人事評価制度の充実

評価基準や評価手続を始めとする制度の見直しを行い、信頼性をより一層高めていくことが求められており、国家公務員における新たな人事評価制度の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていくことが必要

### (エ) 高齢期の雇用問題

国においては、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には任命権者は再任用を行うものとする基本方針が決定され、さらに、平成24年の人事院勧告の際の「国家公務員制度改革等に関する報告」において、新たな再任用制度に関する課題と取組が示されているところであり、引き続き動向を注視しながら対応を早急に検討していくことが必要

### (オ) 地方公務員の労働基本権問題

総務省から平成23年6月に「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が、平成24年5月に「地方公務員制度改革について（素案）」が示されたところであるが、本制度改革は、協約締結権の付与とそれに伴う人事委員会による給与勧告制度の廃止を内容としており、勤務条件を決定する仕組みに大きな変革をもたらすものであることから、今後もその動向を注視していくことが必要

### (カ) 勤務環境の整備

#### a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、依然として長時間勤務の実態が見られるため、引き続き、縮減に取り組んでいくことが必要。管理職員にあつては、引き続き、効率的な業務の執行を図るとともに、ノー残業デーの実施の徹底や特定の職員・グループに超過勤務が集中しないよう、業務配分を行うなどの取組が必要であり、職員一人ひとりにおいても、自らの業務遂行の手順等の改善を常に心がけることが必要
- ・ 年次有給休暇の取得促進については、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要

#### b 両立支援の推進

育児休業、介護休業等の制度が有効に活用されるよう職員に対し周知を図るとともに、これらの制度が活用しやすい職場の環境づくりを進めていくことが必要。男性職員の育児休業の取得率は、平成23年度は増加したものの、極めて低い状況にあるため、各任命権者は制度の周知を図るとともに、男性職員が所属長と相談しながら育児に関する休暇取得等の計画を作成する「育児参加プログラム制度」の推進に取り組むことが必要

#### c 心の健康づくりの推進

各任命権者においても、メンタルヘルス相談等様々な取組が行われてきているが、心の疾病による長期病休者数が十分に改善されていない状況にあるため、引き続き、職員の心の疾病の未然防止、早期発見・対処、円滑な職場復帰への取組を推進していくことが必要

(2)報告資料  
ア 職員の給与  
(ア) 職員の給料表

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成23年4月	増減	本庁等				県立学校	市町村立小・中学校			
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
全		14,968	15,095	△ 127	3,493	30	16	309	2,885	5,761	12	2,462
一般職員	行政職	3,816	3,811	5	2,974	30	16	287	188		12	309
	研究職	191	196	△ 5	176	-	-	-	-	-	-	15
	医療職(1)	29	28	1	29	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(2)	107	107	0	98	-	-	-	9	-	-	-
	医療職(3)	215	210	5	215	-	-	-	-	-	-	-
	学校栄養職員	48	55	△ 7	-	-	-	-	-	48	-	-
	学校事務職員	322	330	△ 8	-	-	-	-	-	322	-	-
	計	4,728	4,737	△ 9	3,492	30	16	287	197	370	12	324
教育職員	高等学校等教育職員	2,633	2,653	△ 20	-	-	-	-	2,633	-	-	-
	県立中学校教育職員	55	54	1	-	-	-	-	55	-	-	-
	市町村立小・中学校等教育職員	5,413	5,506	△ 93	-	-	-	22	-	5,391	-	-
	計	8,101	8,213	△ 112	-	-	-	22	2,688	5,391	-	-
警察官	2,138	2,143	△ 5	-	-	-	-	-	-	-	2,138	
特定任期付職員	1	1	0	1	-	-	-	-	-	-	-	
特定業務等従事任期付職員 医療職(1)	0	1	△ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 再任用職員は、含まれていない(以下、(エ)の表までについて同じ。)  
2 行政職及び研究職には、一般任期付職員をそれぞれ3人及び2人含んでいる。  
3 一般任期付職員、特定任期付職員については、(イ)の表から(エ)の表までの集計から除いている。

## (イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
全		14,962	43.7	20.0
一般職員	行政職	3,813	42.5	18.7
	研究職	189	41.6	15.8
	医療職(1)	29	42.3	8.9
	医療職(2)	107	42.1	16.1
	医療職(3)	215	45.6	18.7
	学校栄養職員	48	40.5	16.7
	学校事務職員	322	44.5	24.5
	計	4,723	42.7	18.9
教育職員	高等学校等教育職員	2,633	44.6	20.0
	県立中学校教育職員	55	44.1	19.0
	市町村立小・中学校等教育職員	5,413	46.2	22.3
	計	8,101	45.7	21.5
警察官		2,138	38.7	16.4
平成23年4月 全		15,088	44.0	20.3

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
全	100.0	77.3	10.5	12.1	0.1	62.5	37.5	
一般職員	行政職	100.0	73.9	9.7	16.3	0.1	79.5	20.5
	研究職	100.0	94.2	4.2	1.6	-	85.2	14.8
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	72.4	27.6
	医療職(2)	100.0	73.8	26.2	-	-	59.8	40.2
	医療職(3)	100.0	34.4	45.1	20.5	-	33.5	66.5
	学校栄養職員	100.0	50.0	50.0	-	-	2.1	97.9
	学校事務職員	100.0	1.9	42.2	55.9	-	26.7	73.3
	計	100.0	68.0	14.0	17.9	0.1	72.8	27.2
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	94.2	5.1	0.7	-	56.9	43.1
	県立中学校教育職員	100.0	92.7	7.3	-	-	56.4	43.6
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	86.0	13.9	0.1	-	43.9	56.1
	計	100.0	88.7	11.0	0.3	-	48.2	51.8
警察官	100.0	54.7	0.9	44.2	0.2	94.2	5.8	

平成23年4月 全	100.0	76.3	11.1	12.5	0.1	62.7	37.3
-----------	-------	------	------	------	-----	------	------

## (工)職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計	
	円	円	円	円	円	円	
全	361,561 (362,508)	10,098	6,495	378,154 (379,101)	12,738	390,892 (391,839)	
一般職員	行政職	335,396 (336,669)	12,632	9,492	357,520 (358,793)	15,072	372,592 (373,865)
	研究職	343,797 (344,919)	12,595	5,842	362,234 (363,356)	16,451	378,685 (379,807)
	医療職(1)	412,115 (416,413)	12,034	69,253	493,402 (497,700)	377,141	870,543 (874,841)
	医療職(2)	325,727 (325,972)	9,664	4,001	339,392 (339,637)	8,858	348,250 (348,495)
	医療職(3)	355,862 (356,032)	8,495	997	365,354 (365,524)	4,475	369,829 (369,999)
	学校栄養職員	308,202 (308,202)	2,875	3,054	314,131 (314,131)	3,708	317,839 (317,839)
	学校事務職員	342,873 (342,873)	5,731	2,600	351,204 (351,204)	5,684	356,888 (356,888)
	計	337,149 (338,261)	11,801	8,666	357,616 (358,728)	15,972	373,588 (374,700)
教育職員	高等学校等教育職員	388,707 (389,254)	9,434	6,134	404,275 (404,822)	8,978	413,253 (413,800)
	県立中学校教育職員	383,120 (383,909)	10,755	7,671	401,546 (402,335)	9,138	410,684 (411,473)
	市町村立小・中学校等 教育職員	386,527 (387,750)	7,639	4,085	398,251 (399,474)	12,468	410,719 (411,942)
	計	387,212 (388,212)	8,244	4,775	400,231 (401,231)	11,311	411,542 (412,542)
警察官	318,300 (318,674)	13,361	8,216	339,877 (340,251)	11,005	350,882 (351,256)	
平成23年4月 全	365,341 (366,304)	10,304	6,428	382,073 (383,036)	12,457	394,530 (395,493)	

(注) 1 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。  
2 ( ) 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。

# イ 民間の給与

## (ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成24年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成24年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

### c 調査の範囲

#### (a) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（(7)～(9)）に分類された239事業所

(7) 漁業 (イ) 鉱業、採石業、砂利採取業 (ウ) 建設業 (エ) 製造業 (オ) 電気・ガス・熱供給・水道業 (カ) 情報通信業 (キ) 運輸業、郵便業 (ク) 卸売業、小売業 (ケ) 金融業、保険業 (コ) 不動産業、物品賃貸業	(サ) 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの） (シ) 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの） (ス) 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの） (セ) 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの） (ソ) サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
---	---

#### (b) 調査対象職種

78職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

### d 調査対象の抽出

#### (a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を統計上の理論に従い、規模、産業によって17層に層化し、これらの層から120事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

#### (b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

### e 集計

#### (a) 調査実人員

初任給関係322人（行政職に相当する調査実人員239人）、初任給関係以外の調査職種4,752人（行政職に相当する調査実人員3,844人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は13,019人であり、行政職に相当するものは、8,466人である。）

#### (b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。



## (イ)産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	108	4	3	8	30	63	41	45	22
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	8	-	1	-	-	7	7	-	1
製造業	52	4	1	3	14	30	12	29	11
電気・ガス・熱供給・水道 業、情報通信業、 運輸業、郵便業	26	-	1	4	7	14	14	5	7
卸売業、小売業	6	-	-	-	2	4	4	2	-
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	3	-	-	-	2	1	2	1	-
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	13	-	-	1	5	7	2	8	3

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能等の事業所が12事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

(ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	企業規模別		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	203,058	214,510	189,453	※ 187,845
	短大卒	176,153	179,824	※ 161,857	※ 169,008
	高校卒	159,178	159,553	158,080	※ 160,463

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

## (工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 技 術 関 係 職 種	支店長	12	52.9	698,079	-	698,079	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	53.0	695,267	-	695,267	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	52.4	705,028	-	705,028	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	7	54.7	602,681	-	602,681	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	52.7	628,299	-	628,299	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	58.8	512,996	-	512,996	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	88	51.5	569,611	731	568,880	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	62	52.2	586,997	1,035	585,962	
	短大卒	6	52.0	522,135	-	522,135	
	高校卒	19	49.6	538,845	163	538,682	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術部長	55	52.2	624,956	8,299	616,657	同 上
	大学卒	28	51.8	692,990	-	692,990	
	短大卒	7	55.3	643,679	57,596	586,083	
	高校卒	20	51.6	548,265	-	548,265	
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	35	51.2	537,447	-	537,447	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	
大学卒	25	52.8	560,037	-	560,037		
短大卒	3	47.7	478,382	-	478,382		
高校卒	7	48.6	505,669	-	505,669		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	28	52.3	590,211	3,218	586,993	同 上	
大学卒	13	50.4	625,790	3,997	621,793		
短大卒	7	53.1	544,032	5,807	538,225		
高校卒	8	54.2	578,272	-	578,272		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	196	47.4	500,244	6,602	493,642	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	123	47.0	518,626	4,893	513,733		
短大卒	11	47.4	412,006	5,608	406,398		
高校卒	61	48.0	486,882	9,783	477,099		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術課長	198	48.3	548,258	16,660	531,598	同 上	
大学卒	118	47.1	565,072	13,205	551,867		
短大卒	25	51.8	530,198	1,485	528,713		
高校卒	54	48.8	524,387	29,410	494,977		
中学卒	1	X	X	X	X		

職種名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	89	45.5	469,792	21,272	448,520	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職
	大学卒	66	44.4	479,169	16,109	463,060	
	短大卒	9	46.9	413,891	11,722	402,169	
	高校卒	14	48.8	466,409	46,286	420,123	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	106	47.7	514,694	21,992	492,702	同 上
	大学卒	64	45.8	504,934	8,293	496,641	
	短大卒	22	48.8	533,418	34,956	498,462	
	高校卒	20	52.1	526,028	51,458	474,570	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	271	46.1	423,460	38,061	385,399	係の長及び係長級専門職
	大学卒	128	44.3	397,292	32,297	364,995	
	短大卒	20	46.4	367,248	32,264	334,984	
	高校卒	122	47.9	459,211	44,681	414,530	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	230	46.6	499,658	77,508	422,150	同 上
	大学卒	69	43.3	466,102	73,100	393,002	
	短大卒	34	42.1	452,545	59,836	392,709	
	高校卒	122	49.4	528,691	82,899	445,792	
	中学卒	5	51.1	533,244	140,294	392,950	
事務主任	158	41.6	353,633	37,555	316,078		
大学卒	76	38.9	356,227	42,956	313,271		
短大卒	20	42.4	337,792	36,958	300,834		
高校卒	60	44.0	356,653	32,392	324,261		
中学卒	2	57.5	339,044	-	339,044		
技術主任	170	43.2	416,749	81,390	335,359		
大学卒	59	40.3	418,993	82,511	336,482		
短大卒	17	40.6	431,408	116,306	315,102		
高校卒	89	45.2	411,297	75,652	335,645		
中学卒	5	47.1	455,265	59,122	396,143		
事務係員	1,092	36.6	302,149	30,193	271,956		
大学卒	471	34.1	300,888	32,543	268,345		
短大卒	185	37.6	279,750	23,715	256,035		
高校卒	431	38.8	312,180	30,243	281,937		
中学卒	5	48.3	283,616	25,681	257,935		
技術係員	1,109	36.8	371,290	69,782	301,508		
大学卒	414	33.5	358,272	76,398	281,874		
短大卒	139	33.5	352,365	71,144	281,221		
高校卒	550	40.4	388,574	64,041	324,533		
中学卒	6	50.1	332,753	47,706	285,047		

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成24年4月分平均支給額をXとしている。(第14表共通)

## ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	373,889 円	372,592 円	1,297 円 ( 0.35%)
		373,865 円	24 円 ( 0.01%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、  
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。